

保険証券

当社は裏面に記載の保険の普通保険約款および特約その他この保険証券に記載したところに従い、
保険契約者との保険契約を締結し、その証として本証券を発行します。

見本

特約および裏書事項

＜ご注意＞

1. 保険金額、保険料欄に金額の表示されていない区分については、当社は保険責任を負っていません。なお、地震保険金額欄に金額の表示のない場合には、地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害（地震による延焼損害を含みます。）についても保険金は支払われませんので、ご了承ください。
2. この保険証券に代表者印のないものは無効です。
3. この保険証券は、保険金のご請求その他の手続きに必要ですので大切に保管してください。

契約日について

ご契約締結時の申込書における「申込日」となります。

※3 保険料の払込期日について

払込方法等	払込期日
長期年払の2年目以降	毎年の始期応当日の翌月の所定の振替日
自動継続（主契約）	始期日の翌月の所定の振替日
自動継続（地震）	始期日の翌月の所定の振替日
初回口座振替	始期日の翌月の所定の振替日
一般分割の2回目以降	【初回口座振替の場合】 始期月の翌々月以降毎月の所定の振替日 【初回口座振替でない場合】 始期月の翌月以降毎月の所定の振替日

※ 保険料の払込手段が口座振替以外の場合は、上表の「所定の振替日」は「末日」となります。

※4 特約の適用について

保険証券裏面の「その他の補償特約」における下表記載の特約に係る「保険金額（千円）／支払限度額（千円）」欄に金額が記載されているときは、裏面の「特約」欄記載の特約のほかそれぞれ下表記載の特約が適用されます。

証券表記	特約
建物管理賠償	建物管理賠償責任補償特約

※5 「特約」欄の記載について

支払限度額に関する事項について

下表の特約が本証券裏面の「特約」欄に記載されている場合のそれぞれの支払限度額は、下表のとおりとなります。

裏面の「特約」欄の記載	支払限度額
ドアロック交換費用補償特約	1事故あたりの支払限度額は、3万円
類焼損害補償特約	1契約年度あたりの支払限度額は、「1億円（保険金を支払った後は、1億円から支払った保険金の額を控除した残額）」

臨時費用保険金補償特約の記載について

本証券裏面の「特約」欄における臨時費用保険金補償特約の記載は、下表の特約を指します。

裏面の「特約」欄の記載	特約
臨時費用補償特約A	臨時費用保険金補償特約（10％・100万円限度）

地震火災費用保険金補償特約の記載について

本証券裏面の「特約」欄における地震火災費用保険金補償特約の名称は下表の特約を指します。

裏面の「特約」欄の記載	特約
地震火災費用A	地震火災費用保険金補償特約（5％・300万円限度）
地震火災費用B	地震火災費用保険金補償特約（30％）
地震火災費用C	地震火災費用保険金補償特約（50％）

自動でセットされる特約について

下表記載の特約は、本証券裏面の「特約」欄の記載の有無に関わらず、対象の契約に応じて自動的に適用されます。

特約	対象の契約
賠償事故解決に関する特約	「個人賠償責任補償特約」、「個人賠償責任保険包括契約に関する特約」のいずれかをセットした契約
電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約	「個人賠償責任補償特約」、「個人賠償責任保険包括契約に関する特約」のいずれかをセットした契約

FD138-00-71 2406(BEY178)

＜ご注意＞

- この証明書は、年末調整または確定申告の場合以外はご使用になれません。
- 法人契約の場合は、この証明書はご使用になれません。
- この証明書に認印のないものは無効です。
- この証明書は大切に保管してください。

＜この地震保険料控除証明書を使用される場合のご注意＞

この証明書を年末調整または確定申告にご使用ください。

控除の対象となる保険料

- (1) 控除の対象となるのは、ご契約者自身、ご契約者と生計を共にされる配偶者その他の親族が所有し、常時住宅として使用している建物および家財を対象とする地震保険契約の保険料です。
(注) 上記に該当するケースでご契約の建物が住宅とそれ以外の用途に使用されている（併用住宅）場合は、次の算式によって計算した額が控除の対象となります。
控除対象保険料欄に表示される額はご使用になれませんので、取扱店までお問い合わせください。
ただし、居住の用に供している部分が建物全体の総床面積の概ね90％以上の場合には、お申込みいただいた地震保険料の全額を控除対象とすることができます。
$$\text{建物の地震保険料の合計額} \times \frac{\text{居住の用に供している部分の床面積}}{\text{建物全体の総床面積}}$$
- (2) 対象となる払込保険料および控除限度額は下記のとおりです。

所得税（国税）		個人住民税（地方税）	
対象となる払込保険料	控除限度額	対象となる払込保険料	控除限度額
払込保険料の全額	50,000円	払込保険料の1/2	25,000円

控除対象保険料欄に表示される額

- (1) 払込方法が一括払の場合は、一括払保険料を保険期間の年数で割った額
- (2) 払込方法が年払の場合は、年払保険料
- (3) 払込方法が月払（口座振替・手集金）の場合は、1回分保険料
なお、控除の対象となる保険料は、当年中の払込回数に乗じたものとなります。

長期契約の翌年以降分の控除証明書

翌年以降分の控除証明書は、毎年の年末調整時までに別途お送りします。

申告の際のご注意事項

- 下記の契約は取扱店までお問い合わせください。
(1) ご契約内容の変更や解約手続きをされた契約
- (2) 団体扱または集団取扱契約のうち、給付控除対象外の契約等、団体先（勤務先）より証明されない契約